

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です
《2024. 11月号》



発行: 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16
ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード (問い合わせ先右端の【】内) を押してください。

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら!



令和6年度
事業所向け

「雇用管理セミナー」を

会場参加型とオンライン型 (Zoom) で開催します!

主催: 秋田労働局雇用環境・均等室、秋田労働基準監督署、秋田公共職業安定所

◆開催日 令和6年11月29日(金)

参加無料・予約制

◆時間 13:30~15:30 (会場受付 13:00 より)

◆場所 秋田県生涯学習センター 3階講堂
(秋田市山王中島町1-1)

◆定員 会場 150名 (1社2名まで、先着順)、オンライン(Zoom) 80事業所 (先着順)
(※ Zoom が接続できる通信環境が必要です。)

◆内容

- 育児・介護休業法の改正について 《秋田労働局雇用環境・均等室》
- 同一労働・同一賃金の対応について 《秋田働き方改革推進支援センター》
- 令和7年4月改正 高年齢雇用継続給付及び育児休業等給付について 《秋田公共職業安定所》
- 職場の転倒災害防止について 《秋田労働基準監督署》



◆申込方法 「労働局(職業安定関係)・ハローワーク説明会等受付サイト」

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai-hw.mhlw.go.jp>

該当するセミナーの申込みフォーム (会場参加型・オンライン参加型) からお申込みください。完了後に受付完了メールが送信されます。

ハローワーク 説明会 受付

※説明用資料は、ハローワーク秋田のホームページに事前掲載いたします。

当日、会場では配布しませんので、印刷等の上、ご参加願います。

オンライン参加の場合は、Zoom の接続回線数の関係から、1社パソコン1台での視聴をお願いします。

ハローワーク秋田

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 企画部門

【32#】

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されました。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

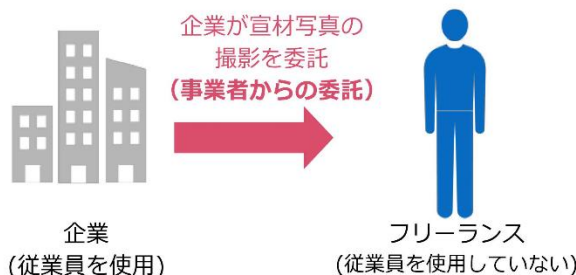
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

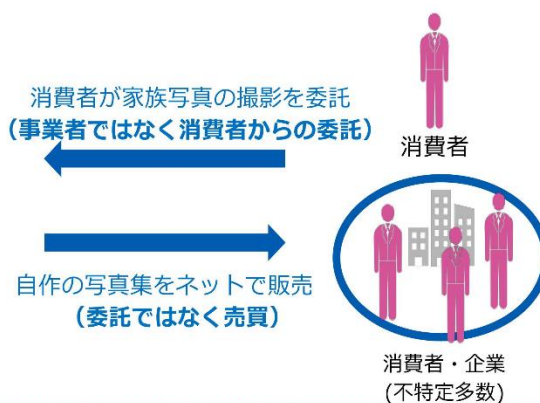
※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



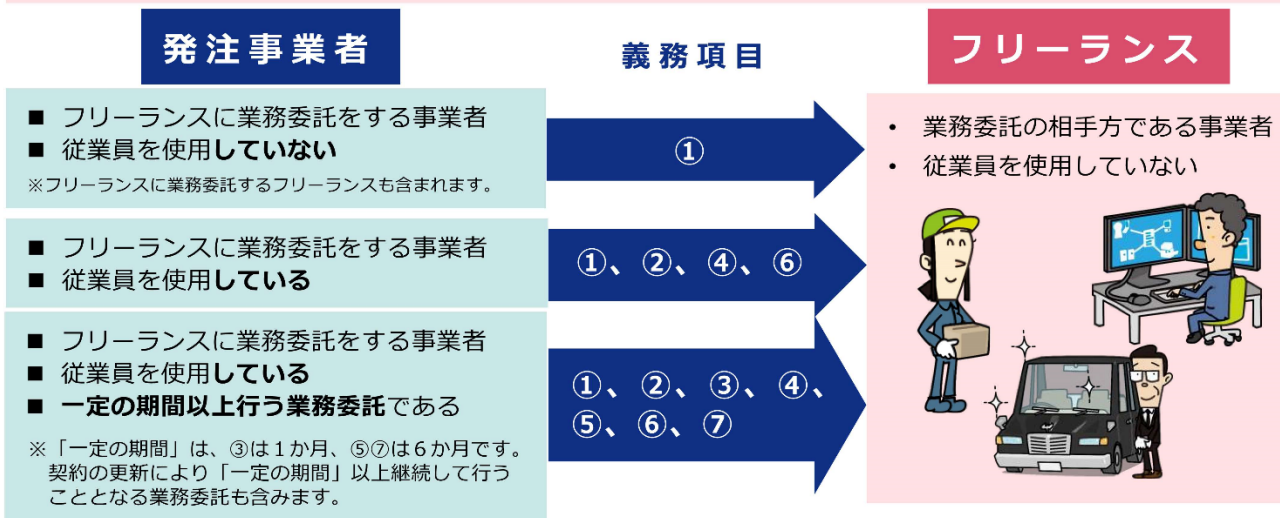
この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合) 検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合) 報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

令和6年6月改訂 リーフレットNo.13

お問い合わせ先

秋田労働局 雇用環境・均等室 018-862-6684

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催します!

一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)となっていただくための講座を以下の日程で開催します。

- 開催日: 令和6年12月19日(木)、令和7年3月13日(木)
- 時間: 14:00~15:30
- 場所: ハローワーク秋田 2階 小会議室 ※受講は無料ですが、事前予約が必要です。
- 内容(予定): 「精神疾患(発達障害を含む)の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)」等について
- 受講対象: 企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
※ 現在障害のある方と一緒に働いているかどうかは問いません。
- ◎「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。
また本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

参加無料・予約制



出張講座も
あります!

しごとサポーターポータルサイトを開設しています。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。



しごとサポーター 検索



お問い合わせ先

ハローワーク秋田 専門支援部門【43#】



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和6年9月)

概況(全数)

○有効求人倍率は、1.37倍と前年同月比で0.02ポイント低下。

1 求人動向

- 新規求人数は、2,707人と前年同月比で18.2%減少。
・情報通信業、サービス業(他に分類されないもの)は増加、製造業、公務、その他、医療、福祉等大多数の産業で減少。
- 有効求人数は、7,720人と前年同月比で1.3%減少。

2 求職者の動向

- 新規求職者数は、1,184人と前年同月比で4.6%減少。
・フルタイム求職者が9.1%減少、パート求職者は4.7%増加。
・事業主都合離職者(常用)が2か月連続で減少。
- 有効求職者数は、5,626人と前年同月比で0.1%増加。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率(%)	増減数(人)
D 建設業	308	▲ 6.9	▲ 23
E 製造業	123	▲ 39.4	▲ 80
G 情報通信業	37	8.8	3
H 運輸業、郵便業	131	▲ 3.7	▲ 5
I 卸売業、小売業	454	▲ 22.7	▲ 133
J 金融業、保険業	20	▲ 9.1	▲ 2
M 宿泊業、飲食サービス業	228	▲ 21.9	▲ 64
P 医療、福祉	587	▲ 24.2	▲ 187
R サービス業(他に分類されないもの)	562	2.9	16
S・T 公務、その他	28	▲ 33.3	▲ 14
全産業合計	2707	▲ 18.2	▲ 604

【新規求職者の態様別状況(常用)】

項目	区分	態様別計	在職者	離職者	うち事業主都合			無業者
					うち自己都合	うち自営、その他		
新規求職者数(常用)		1,179	437	610	135	431	18	132
前年同月比	増減率(%)	▲ 3.9	5.6	▲ 6.6	▲ 6.3	▲ 6.7	5.9	▲ 17.5
	増減数(人)	▲ 48	23	▲ 43	▲ 9	▲ 31	1	▲ 28

■有効求人倍率(全数)の推移

